

平成23年11月  
都市整備局

### 丘陵部等における宅地復旧の支援方策

被災宅地危険度判定等の結果に基づき、危険宅地・要注意宅地と判断した4,031宅地について、公共事業及び本市独自の支援制度により、宅地の早期復旧を図る。

なお、公共事業により復旧する宅地の所有者に対して、工事費用の一部の負担を求める制度を創設する。

#### 1 公共事業(国庫補助事業)による宅地復旧

造成宅地滑動崩落緊急対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ事業の実施により、被災した4,031宅地のうち約8割について、公共事業による復旧を図る。

事業の実施に際しては、地区全体の抑止対策工のほか、地区内の擁壁復旧等も行う。

**造成宅地滑動崩落緊急対策事業**：事業費約297億円

**災害関連地域防災がけ崩れ事業**：事業費約20億円

※ 上記の事業費には、第3回定例会において措置した補正予算約51億円を含んでいる。

#### 2 公共事業に係る所有者負担制度の創設

公共事業（国庫補助事業）による被災宅地の復旧は、利益を受ける者が特定できる私有財産の保全であることから、宅地所有者に一部負担を求める。

具体的には、既存の宅地災害復旧制度における自己負担との整合性等を考慮し、地区全体の抑止対策工を除いた個別擁壁等に係る工事費用の1割の分担金を、宅地所有者に求めることとし、このための条例案を第4回定例会に提出する。

**造成宅地滑動崩落緊急対策事業に係る分担金**：約13億円

**災害関連地域防災がけ崩れ事業に係る分担金**：約2億円

※ 上記分担金は、次年度以降の歳入を予定している。

#### 3 本市独自の支援制度

公共事業の対象外の宅地(約2割)については、仙台市独自の支援制度(助成制度)の創設により、宅地復旧の促進を図る。

具体的には、所有者自ら行う擁壁及び地盤の復旧工事費のうち、100万円を超える部分の90%を助成するもの。

なお、既に所有者が復旧した費用についても遡及適用する。

**擁壁復旧及び地盤対策への助成**：助成額約25億円